

特定の法人の電子申請義務化について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は組合事業運営に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、社会保険の一部の手続きを行う場合、特定の法人（※）の事業所については必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

「健康保険」の電子申請は、国が構築する新環境（マイナポータルを窓口とした電子申請環境）によるため、令和2年11月から運用開始となります。

詳細が決まりましたら改めてご案内いたしますが、現在確認できている電子申請に関する内容は別紙のとおりとなりますので、特定の法人に係わらず全事業主様に情報提供いたします。

今後は、特定の法人の事業所だけでなく、この機会に電子ファイルによる申請のご検討をよろしくお願いいたします。

（※）特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的法人

記

<義務化対象の手続>

- ①健康保険・厚生年金 報酬月額算定基礎届
- ②健康保険・厚生年金 報酬月額変更届
- ③健康保険・厚生年金 賞与支払届

2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の 手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

（注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から**適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険(協会けんぽ管掌の事業所に限る)・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

2020 年 4 月から特定の法人(※)について 電子申請が義務化されますが...

**『健康保険』の電子申請環境の運用開始は、
2020 年 11 月からとなります。(予定)**

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する手続きを行う場合、一部の手続きについては必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

(※) 特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が **1 億円**を超える法人
- 相互会社 ○投資法人 ○特定目的法人

⇒ 電子申請の義務化は、2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。

⇒ 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

運用開始時期

○厚生年金（2020 年 4 月～）

『Gビジネス ID』と『e-Gov』を連携させた
電子申請環境運用開始



○健康保険・厚生年金（2020 年 11 月～）

『Gビジネス ID』と『マイナポータル』を連携
させた電子申請環境運用開始（現在構築中）



※厚生年金に係る 4 月から 10 月の申請は、現在運用されている e-Gov が利用できます。
健康保険組合は e-Gov の受理機関ではないため、e-Gov を通じた申請ができません。
健康保険の申請は 4 月から 10 月の間、新たに回線敷設等をしていただく必要はありませんが、
電子ファイルによる申請に向けた準備をお願いいたします。

義務化対象の手続き

※対象手続きのうち、健康保険・厚生年金に関する手続き

- 健康保険・厚生年金 **報酬月額算定基礎届**
- 健康保険・厚生年金 **報酬月額変更届**
- 健康保険・厚生年金 **賞与支払届**